

別府市の入湯税の現状について

平成29年12月1日

別府市総務部市民税課

目次

■ 入湯税の基本説明	3 – 5
■ 全国の状況	6 – 7
■ 別府市の状況	
税率と課税状況	8 – 10
用途の状況	11 – 12
課税免除の状況	13 – 14
特別徴収義務者の状況	15 – 17

■入湯税の基本説明（入湯税とは）

●地方税法第701条で定められた目的税

- ・観光施設の整備(ハード事業)
- ・観光の振興(ソフト事業)
- ・環境衛生施設
- ・消防施設、消防活動に必要な施設
- ・鉱泉源の保護管理

●温泉への入浴に対し、入浴客へ課するものとする

- ・納税義務者 : 入湯客 → 特別徴収義務者が徴収
特別徴収義務者 : 温泉の事業者 → 翌月に申告納付
- ・行為税的性格と奢侈(しゃし)税的性格《ぜいたく性》を有する
* 奢侈性がない、または希薄なものは課税免除が適当とされる
例) 12歳未満、共同浴場、修学旅行など

●標準税率 1人1日 150円

自治体の判断によって異なる税率を条例で定めて賦課することができる

■入湯税の基本説明（税率等の地方税法改正経緯）

区分	昭和25年度	昭和28年度	昭和32年度	昭和46年度	昭和50年度	昭和52年度	平成2年度
税率	10円	20円		40円	100円	150円	
改正日	S25.9.1	S28.8.13		S46.4.1	S50.4.1	S53.1.1	
用途			観光施設・環境衛生施設の整備に要する費用	【追加】 消防施設その他消防活動に必要な施設の整備に要する費用		【追加】 鉱泉源の保護管理施設の整備に要する費用	【追加】 観光の振興に要する費用
備考	現行の地方税法の制定により法定普通税とされた		地方税法の改正により目的税とされた				

■入湯税の基本説明

入湯税（目的税）の用途《地方税法第701条関係》

観光施設の整備	観光の振興	環境衛生施設	消防施設その他 消防活動に必要な施設	鉱泉源の保護管理施設
①国民宿舎等の宿泊施設 ②共同浴場等の入湯施設 ③温泉療養所 ④温泉研究所 ⑤温泉博物館 ⑥スポーツ施設 ⑤休憩所・展望台・遊歩道 など ⑥駐車場等の交通施設	①観光宣伝事業 ・広報に関する費用 観光ポスター・パンフ テレビ・ラジオ・新聞 ・催物に関する費用 観光展・各種催物 キャンペーン ・振興奨励に関する費用 観光振興協会等が行う 観光宣伝事業に対する 補助 ②観光調査事業 観光資源の発掘調査	①一般廃棄物処理施設 ②共同浄化槽 ③公衆トイレ・ごみ容器 ④簡易水道及び上下水道 ⑤下水道の終末処理施設 ⑥排水の溝渠 ⑦し尿及び塵芥運搬用の 機械化用具	①消防施設 ・消防用自動車 ・消防艇 ・消防通報等装置類 ・消防水利 ・消防庁舎等(用地を含む) ②消防活動に必要な施設 ・消防用車両進入路 ・消防用水利進入路	①鉱泉源涵養及び鉱泉源 汚染防止のための施設 ・砂防えん堤施設 ・治水施設 ・鉱泉井保護施設 ②鉱泉集中管理のための 施設 ・源泉揚湯施設 ・集湯施設 ・配湯施設 ・制御施設 ③調査費用

* 出典：地方税2017年2月号「入湯税の課税免除と不均一課税について」総務省市町村税課橋詰誠一郎氏より抜粋

■全国の状況（税率状況）

入湯税の税率採用状況

税率	市町村数	備考	
150円未満	95		※1 入湯税を条例で定めている団体数である ※2 不均一課税を行っている場合には、最高税率で計上している ※3 東京特別区は23区をそれぞれ1団体として計上している
150円(標準税率)	1,238	別府市	
200円	2	岡山県美作市 大阪府箕面市	
210円	1	三重県桑名市	
250円	1	北海道釧路市	
合計	1,337		

総務省自治税務局市町村税課 平成29年度市町村税の税率等に関する調（平成29年4月1日現在）より

■全国の状況（主な温泉地自治体の税率）

主な温泉地自治体の入湯税税率

自治体名 (五十音順)	主な温泉地	税率（※1人1日（宿泊の場合は1泊）につき）				入湯税収入額 (千円)
		宿泊		日帰り・休憩		
熱海市 (静岡県)	熱海温泉	150円		150円 ※利用料金が1,001円以上		440,436
伊東市 (静岡県)	伊東温泉	150円 ※利用料金（宿泊及び飲食料金を含む）が、1,001円以上の場合				364,892
加賀市 (石川県)	山代・山中 片山津温泉	150円		50円 ※利用料金が1,001円以上		258,320
草津町 (群馬県)	草津温泉	6,001円～	～6,000円	修学旅行（高校生）		226,907
		150円	100円	50円		
下呂市 (岐阜県)	下呂温泉	150円		100円 ※利用料金が1,001円以上		161,954
札幌市 (北海道)	定山溪温泉	宿泊		修学旅行・療養者		443,440
		150円		60円		
白浜町 (和歌山県)	白浜温泉	150円		修学旅行（高校生）		203,410
				75円		
高山市 (岐阜県)	奥飛騨温泉郷 飛騨高山温泉	150円				245,278
箱根町 (神奈川県)	箱根温泉郷	150円		50円		591,019
由布市	由布院温泉	4,001円～		～4,000円		111,973
		150円		100円		
別府市	別府温泉郷 (別府八湯)	4,501円～	2,001～4,500円	～2,000円	長期滞在	325,992
		150円	100円	50円	左記半額	

*「税率」は平成29年11月時点。「入湯税収入額」は総務省の平成27年度市町村決算カードより。

■別府市の状況（税率と課税状況）

平成28年度入湯税の課税額（現年分）

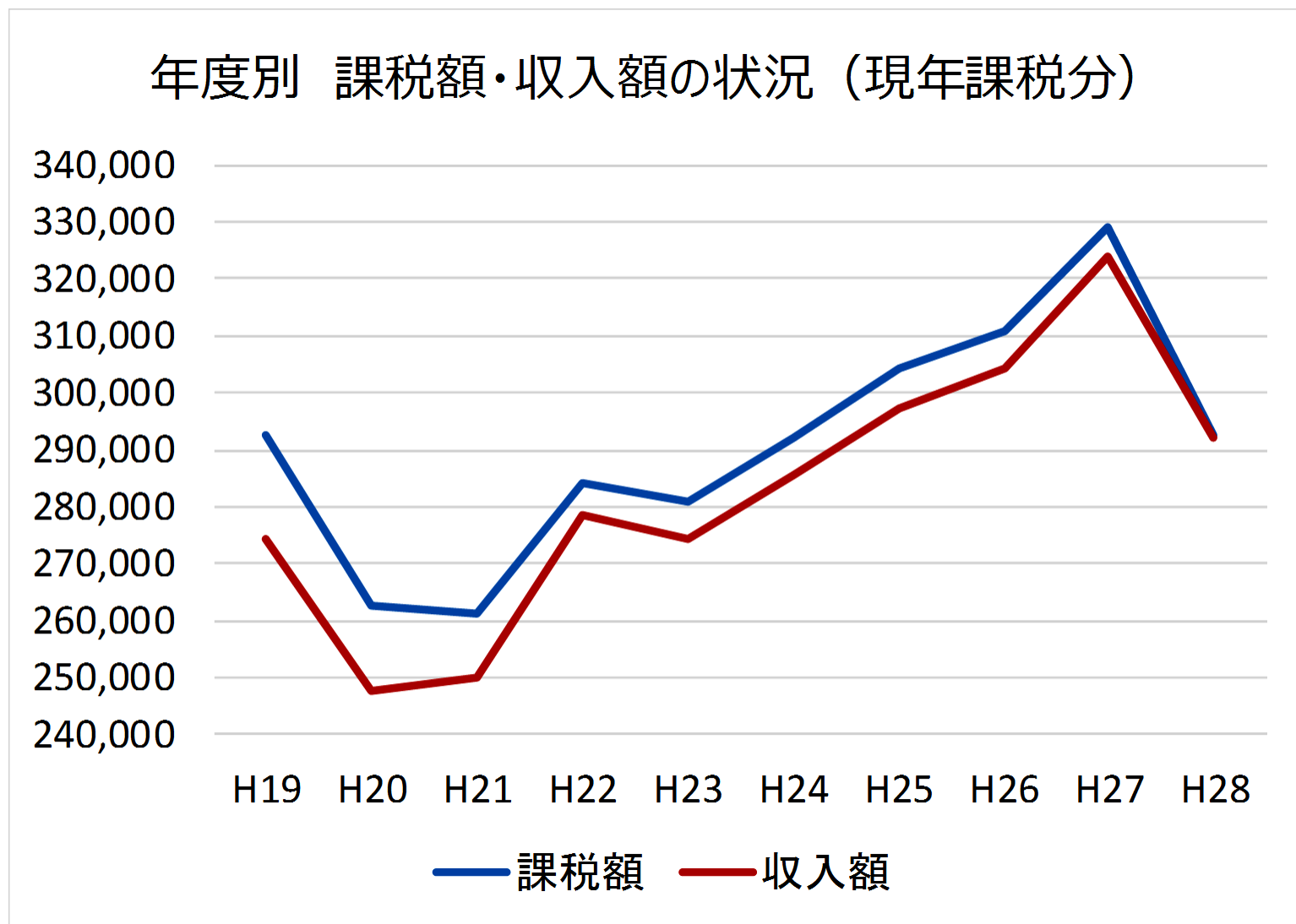
区 分	税率	人 数	税 額
4,501円以上のもの	150円	1,826,580人	273,987,000円
上記で、7泊8日以上長期滞在者	75円	4,046人	303,450円
2,001円以上4,500円以下のもの	100円	168,126人	16,812,600円
上記で、7泊8日以上長期滞在者	50円	3,918人	195,900円
2,000円以下のもの	50円	2,804人	140,200円
上記で、7泊8日以上長期滞在者	25円	35人	875円
娯楽施設を有する場所における鉱泉浴場を利用するもの	40円	33,852人	1,354,080円
合計		2,039,361人	292,794,105円

■別府市の状況（過去10年間の課税状況～表）

年度別 課税額・収入額の状況

区分 年度	入湯客数 (人)	課税額(千円)			収入額(千円)		
		現年課税分	滞納繰越分	計	現年課税分	滞納繰越分	計
19	2,050,505	292,518	29,288	321,806	274,207	10,903	285,110
20	1,850,694	262,681	34,924	297,605	247,456	9,561	257,017
21	1,849,848	261,210	32,670	293,880	249,981	9,701	259,682
22	2,010,783	284,027	31,803	315,830	278,597	10,082	288,679
23	1,931,401	280,751	21,551	302,302	274,237	13,037	287,274
24	2,006,929	291,955	13,252	305,207	285,578	5,338	290,916
25	2,056,724	304,230	14,291	318,521	297,439	4,612	302,051
26	2,089,669	310,644	16,470	327,114	304,317	7,848	312,165
27	2,224,030	329,089	10,973	340,062	323,827	2,166	325,993
28	2,039,361	292,794	12,886	305,680	292,306	7,225	299,531

■別府市の状況（過去10年間の課税状況～グラフ）



■別府市の状況(平成28年度の用途の状況)

平成28年度 入湯税充当明細表

充当先	充当額(千円)	比率(%)	内訳(%)	具体的用途
衛生費	3,051	1.0	-	
塵芥処理費	1,198	0.4	-	不燃物埋立場整備改修費 1,198千円
し尿処理費	1,853	0.6	-	し尿処理場整備改修費 1,853千円
観光費	261,097	87.2	-	
観光情報推進事業	30,579	10.2	45.3	観光情報推進費(広告料) 9,698千円 観光案内所運営費等 20,881千円
観光客誘致事業	105,239	35.1		観光関係団体負担金 29,158千円 まつり・イベント開催費助成金 49,256千円 観光関係団体運営費助成 25,464千円
観光施設費	27,134	9.1	41.9	観光施設(志高湖野営場・神楽女等)維持管理費 27,134千円
温泉施設費	98,145	32.8		市営温泉施設・泉源等維持補修費 98,145千円
消防費	35,383	11.8	-	
消防施設費	35,383	11.8	-	耐震性貯水槽整備費 21,772千円 消防施設維持補修費 13,611千円
合計	299,531	100.0	-	

*「充当額」(299,531千円)は、9ページの「収入額計」と同じ数値です

■別府市の状況（過去10年間の使途の状況）

入湯税の使途

（単位：千円／％）

区分 年度	環境衛生施設 の整備		鉱泉源の保護 管理施設の整備		観光の振興 観光施設の整備		消防施設等 の整備		合計	観光費 (ア)+(イ)
	充当額	率	充当額	率(ア)	充当額	率(イ)	充当額	率		
19	18,109	6.4	71,111	24.9	189,307	66.4	6,583	2.3	285,110	91.3
20	2,539	1.0	40,122	15.6	185,162	72.0	29,194	11.4	257,017	87.6
21	4,546	1.8	68,942	26.5	160,075	61.6	26,120	10.1	259,683	88.1
22	3,502	1.2	88,406	30.6	178,436	61.8	18,335	6.4	288,679	92.4
23	5,581	1.9	92,344	32.1	166,432	57.9	22,917	8.0	287,274	90.0
24	8,027	2.8	124,490	42.8	138,642	47.7	19,757	6.8	290,916	90.5
25	16,372	5.4	38,075	12.6	227,551	75.3	20,053	6.6	302,051	87.9
26	7,059	2.3	97,062	31.1	181,915	58.3	26,129	8.4	312,165	89.4
27	24,401	7.5	63,336	19.4	201,340	61.8	36,915	11.3	325,992	81.2
28	3,051	1.0	98,145	32.8	162,952	54.4	35,383	11.8	299,531	87.2

*「合計」は9ページの「収入額計」と同じ数値ですが、端数処理により1合わない年度もあります

■別府市の状況（課税免除について）

【課税免除の範囲】（市税条例第142条）

- ①年齢12歳未満の者
- ②共同浴場または一般公衆浴場に入湯する者
- ③修学旅行を目的とする高等学校以下の団体客
- ④市長が特に必要があると認めた者
 - ・別大マラソン、国体、県体等の大会
 - ・高校、中学が主催する各種競技会
 - ・大学、高校、中学の部活動等の合宿

参加者及び関係者

* 事前申請により課税免除を認めます

■別府市の状況（過去10年間の課税免除の状況）

課税免除人数と割合

(単位：人)

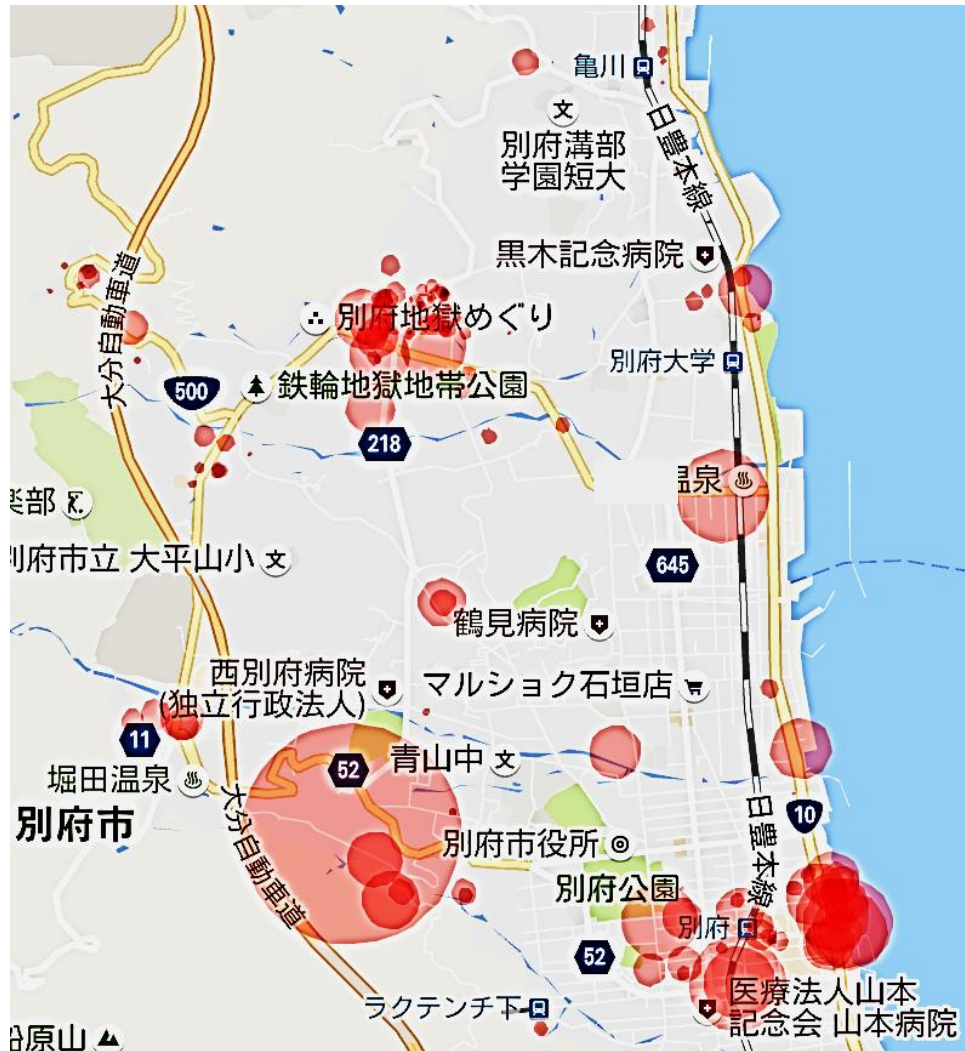
区分 年度	課税された 入湯客数 (宿泊客) A	課税免除となった入湯客数(宿泊客)			
		年齢12歳未満の者	修学旅行を目的とする 高等学校以下の団体等	合計 B	割合(%) B/(A+B) ×100
19	2,050,505	229,541	40,573	270,114	11.6
20	1,850,694	235,074	103,497	338,571	15.5
21	1,849,848	238,996	52,891	291,887	13.6
22	2,010,783	285,104	41,211	326,315	14.0
23	1,931,401	277,245	21,051	298,296	13.4
24	2,006,929	291,378	20,064	311,442	13.4
25	2,056,724	297,057	56,788	353,845	14.7
26	2,089,669	298,942	31,699	330,641	13.7
27	2,224,030	323,305	24,850	348,155	13.5
28	2,039,361	319,302	30,231	349,533	14.6

■別府市の状況（過去10年間の特別徴収義務者数）

年度 \ 区分	特別徴収義務者数 A	市内の宿泊施設数 B	割合(%) A/B*100
19	191	—	—
20	178	309	57.6
21	177	310	57.1
22	178	307	58.0
23	163	307	53.1
24	163	307	53.1
25	158	319	49.5
26	151	322	46.9
27	154	269	57.2
28	148	269	55.0

*「市内の宿泊施設数」は大分県東部保健所報より。H27年度の53件減少は実態調査によるもの。

■別府市の状況（地域別区分での特別徴収義務者数）



地域	特別徴収義務者数
北浜・中央	47
鉄輪・明礬	76
堀田・観海寺	11
亀川・上人	13
東山	1
合計	148

平成28年4月1日時点



各特別徴収義務者の平成27年度入湯税申告納税額を表示